

## 国内経済要録

### 公定歩合の引上げ

現下のわが国の経済情勢、なかんずく国際収支の動向にかんがみ、この際投資の行過ぎを抑制し、健全金融の基調を一層強固にする目的をもつて本行基準割引、貸付利子歩合（公定歩合）を輸出前貸手形を除き日歩2厘引上げ、5月8日より実施することとなつた。引上げ後の公定歩合次の通り。

- (1) 商業手形割引歩合……………日歩2銭3厘
- (2) 輸出前貸手形割引歩合……………日歩1銭7厘
- (3) 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合  
……………日歩1銭8厘以上
- (4) 輸入決済手形または輸入運賃手形を担保とする貸付利子歩合……………日歩2銭3厘以上
- (5) 国債もしくは特に指定する地方債、社債その他の債券または農業手形を担保とする貸付利子歩合  
……………日歩2銭4厘以上
- (6) その他のものを担保とする貸付利子歩合  
……………日歩2銭5厘以上
- (7) 当座貸越利子歩合……………日歩2銭6厘

なお農林中央金庫に対する本年度の農業手形を担保とする貸付に限り、現行利子歩合（日歩2銭1厘）を据置くことになつた。

### 臨時金利調整法による金利の最高限度引上げ

公定歩合の引上げにともない、臨時金利調整法による金利の最高限度が下記の通り改訂され、5月13日より実施されることになつた。

1. 銀行の貸付利率、手形割引率および当座貸越利率
  - (1) 輸入決済手形の割引および貸付……………日歩2銭3厘
  - (2) 日本銀行再割引適格商業手形の割引
    - (イ) 1件の金額が3百万円を越えるもの  
……………日歩2銭3厘
    - (ロ) 1件の金額が3百万円以下のもの…日歩2銭4厘
  - (3) その他の手形の割引ならびに貸付
    - (イ) 1件の金額が3百万円を越えるもの  
……………日歩2銭5厘
    - (ロ) 1件の金額が3百万円以下のもの…日歩2銭6厘
  - (4) 当座貸越……………日歩2銭8厘
2. 銀行の預金または貯金利率
  - (1) 普通預金および普通貯金……………日歩7厘
  - (2) 通知預金……………日歩8厘
  - (3) 納税準備預金……………日歩9厘
  - (4) 別段預金およびその他の雑預金……………日歩8厘

(注) 定期預金利率は据置。

### 3. 金融機関相互間の預金利率（農林中央金庫の系統機関からの預り金利率を除く）

- (1) 普通預金……………日歩8厘
- (2) 通知預金……………日歩1銭
- (3) 別段預金およびその他の雑預金……………日歩8厘

(注) 定期預金利率は据置。

### 4. 農林中央金庫の系統機関（農林中央金庫を除く）と当該系統機関以外の金融機関との間の預金利率

- (1) 普通預金……………日歩7厘
- (2) 通知預金……………日歩9厘
- (3) 別段預金およびその他の雑預金……………日歩7厘

(注) 定期預金利率は据置。

### 5. コールローン（翌日物）の利率およびブローカレイジの最高限度に関する規制は廃止する。

### 余剰農産物関係積立円により決済される輸出関係の所要資金につき輸出前貸手形制度を適用

「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基き余剰農産物関係積立円の米国側取得分151億円のうち39億円は、同協定により本邦よりの域外調達のための資金に充てられることとなつているが、先般日米両国政府間の合意により、上記資金の一部26億円で台湾・ヴェトナムなどが本邦より繊維・セメントなどを調達することとなつたので、その調達に伴う本邦よりの輸出所要資金について、輸出前貸手形制度を適用（担保適格扱い）することとした。

### 外国為替引当貸付の利子歩合変更

- (1) アメリカ合衆国通貨表示のもの  
日歩8厘を日歩8厘5毛に引上げ、為替銀行の引当手形買取日が4月25日以降のものから実施。
- (2) 連合王国通貨表示のもの  
日歩1銭1厘を日歩1銭5毛に引下げ、実施日(1)に同じ。
- (3) フランス共和国通貨表示のもの  
日歩9厘5毛を日歩1銭2厘に引上げ、為替銀行の引当手形買取日が4月27日以降のものから実施。

### 住宅債券の担保取扱

今般住宅債券が新たに発行されたが、これを本行の適格担保として認めるとともに、その担保価格および貸付利子歩合については、公社債券および政府保証付社債と同様に取扱うことになつた。

### 外国為替銀行のユーザンス金利についての申合せ停止

外国為替銀行は4月10日、従来からの懸案であつた「米ドル建対顧客ユーザンス金利は現地金利に自動的にスライ

下させる」との申合せを検討した結果、諸般の情勢にかんがみ、この際暫定的にこれを停止することとなった。

**外航船舶建造融資にかかる徴収猶予利率の徴求**

銀行は、従来外航船舶建造融資のうち貨物船については、第6次船より第9次前期船まで、油送船については、第7次後期船より第8次追加分までのものについて、昭和28年10月以降30年12月末までの間に該当する利息につき日歩1厘ないし2厘の徴収猶予を行ってきた。しかし、このほど開銀が同行の徴収猶予措置を本年4月以降中止するとともに、既往の徴収猶予利息額を徴求することとなったので、銀行側もこれにならつて、有配会社については配当実施期より3か年以内に、無配会社については本年4月以降5か年以内に、それぞれ既往の徴収猶予利息額を分割返済せしめることとなり、4月28日付をもつてその旨全銀協より船主協会あてに通知した。

**内地所在4分利付仏貨公債の買上償還実施**

在外4分利付仏貨公債の支払が2月28日再開されたのに伴い、内地所在4分利付仏貨公債についてもその整理を図るため、次の要領で買上償還を行うこととなった。

1. 買上対象……「在外4分利付仏貨公債の処理に関する法律」第2条に規定する在外以外の4分利付仏貨公債
2. 買上価格……500フランにつき192円
3. 買上期日……昭和32年5月15日
4. 買上機関

- イ、無記名証券……本行本支店および国債代理店。
- ロ、登録国債……当該国債の元利金支払場所となつている本支店、代理店および国債代理店。

**普通銀行の監督に関する行政事務の取扱い方の一部改正**  
大蔵省では、事務処理手続の簡素化を図るため、次の通り処理権限の一部を財務局長に委譲することとなった。

1. 営業所設備認可の本省への協議は「人口20万人以上の都市」とされていたが、これを「人口30万人以上の都市」と改める。
2. 不動産比率非通減の承認ならびに営業所に該当しない保護預り所および両替所設置の承認を財務局限り処理しうることとする。

**公営企業金融公庫の新設**

公営企業金融公庫法(3月31日成立)は、4月27日公布、即日実施された。本公庫は低利かつ安定した資金を必要とする地方公営企業などに対し地方債引受、融資などを行う機関として全額政府出資(32年度分として産投会計から5億円)により設立されたもので、本年度事業としては公営企業関係および収益的建設事業関係債(公募)計画額200億円中74億円を引受け、これが資金源として公営企業債70億円を発行する予定。

**食糧管理特別会計借入限度の引上げ**

「食糧管理特別会計法の一部を改正する法律」(法律第70号)は17日成立、20日公布施行された。これにより食糧管理特別会計の借入限度は従来の3,500億円から4,400億円(31年度の借入限度は同年度限りの特例法で4,500億円—31年12月号参照)に引き上げられた。

**地方税制の改正**

4月9日「地方税法の一部を改正する法律」が成立した(同月10日公布、11日施行)。これは国税改正に関連して地方税の軽減、合理化を実現せんとするものであるが、地方財源確保の立場から減税額は、普通税において事業税、住民税あわせて103億円(平年度218億円)にとどまり、一方目的税では軽油引取税の増徴などで20億円(平年度22億円)を増加したため、純減税額は83億円(平年度196億円)にとどまる結果となった。改正の要点は次表の通り。

**地方税改正要点**

| 摘 要   |         | 現 行                   | 改 正 点  |
|---|---------|-----------------------|--|
| 事 業 税   | 個人      | 8%                    | 年所得50万円以下2%引下げ(6%へ)  |
|   | 事業税     | 第1種(普通営業)             | 据置   |
|   |         | 第2種(原始産業)             | "  |
| 税   | 法人事業税   | 年所得50万円以上12%          | (新設)年所得100万円以上増徴(12%)<br>年所得50~100万円未満2%引下げ(10%へ)            |
|   |         | " 50万円以下10%           | " 50万円以下2%引下げ(8%へ)<br>33年度5%引上げ(25%へ)<br>34年度以降更に2%引上げ(28%へ) |
| 住 民 税   | 第1課税方式① | 21%(道府県民税6%、市町村民税15%) | 標準税率を設ける。  |
|   | 第2 " ②  | 市町村民税制限税率7.5%         | "  |
|   | 第3 " ③  | " 15%                 | "  |
| その他   | 軽油引取税   | 1キロリットル当り6,000円       | 1キロリットル当り2,000円引上げ(8,000円へ)                                  |
| 以上のほか、娯楽施設利用税、遊興飲食税、固定資産税、電気ガス税、木材引取税、入湯税、都市計画税につき若干の改正が行われた。 |         |                       |  |

- (注) ① 前年の所得税に対し課税。  
② 前年の所得税の課税総所得金額に課税。  
③ 前年の所得税の課税総所得金額から所得税額を控除した金額に課税。

**昭和32年度貯蓄目標額の決定**

本年度の貯蓄目標額は、国民所得、租税負担、従来の貯蓄実績などを勘案し、とくに貯蓄増強の方針を加味して1兆4,000億円(前年度9,400億円)と決定された。これに基く金融機関別の貯蓄目標額は次の通り。

(単位、億円)

| 金 融 機 関 別   | 目 標 額<br>(カッコ内は前年度分) |
|-------------|----------------------|
| 銀 業 協 同 組 行 | 8,300 (5,400)        |
| 農 業 協 同 組 行 | 650 (500)            |
| 相 互 銀 行     | 750 (500)            |
| 信 用 金 庫     | 900 (500)            |
| 郵 便 局       | 2,000 (1,650)        |
| 生 命 保 険     | 1,100 (700)          |
| そ の 他       | 300 (150)            |
| 合 計         | 14,000 (9,400)       |

(注) その他には、信用協同組合、労働金庫、水産業協同組合、商工組合中央金庫を含む。